

養親希望者手数料補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、養子縁組の更なる促進を図るため、養親希望者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「養親希望者」とは、養子縁組によって養親となることを希望する者をいう。
- (2) この要綱において「手数料」とは、養子縁組のあっせんに関し、養親希望者が養子縁組民間あっせん機関に対して支払った手数料をいう。
- (3) この要綱において、「養子縁組民間あっせん機関」とは、養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第6条第1項の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者をいう。

第3 補助対象者

補助の対象となる者は、養子縁組民間あっせん機関から縁組のあっせんを受け、手数料を支払った、住所地が静岡県内（静岡市又は浜松市の区域を除く。）である養親希望者とする。

第4 補助対象経費

養子縁組民間あっせん機関が、事業所が所在する都道府県知事から許可を受けた日付より後に、養親希望者と締結した契約に基づいてあっせんを行い、養親希望者が縁組成立前養育を開始した場合に、養親希望者があっせん機関に対して支払った手数料とする。

第5 補助額等

(1) 補助額

養親希望者が、養子縁組民間あっせん機関に対して支払った手数料について、60万円を限度とする。
なお、補助に当たっては、養親希望者から養子縁組民間あっせん機関に対して支払った手数料の額を証明する領収書等を徴収して行う。

(2) 補助の回数

補助の回数は、1回のあっせんごとに1回に限る。

第6 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 手数料支払証明書（様式第2号）
- ウ 支出の根拠が確認できるもの（領収証等）
- エ その他参考となる資料

(2) 提出期限

別に定める日までとする。

第7 請求の手続

(1) 提出書類 1部

- 請求書（様式第3号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。